(二)　まん延の防止に関する措置

(1)　特定都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出自粛を要請することができるほか、多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該疾病の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して定める期間、当該施設の使用の制限等を講ずるよう要請等することができることとした。

(2)　政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとした。

(三)　医療等の提供体制の確保に関する措置

特定都道府県知事は、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないこととし、そのため特に必要な場合には、土地等を使用できることとした。

(四)　国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(1)　電気等の安定的な供給等

電気事業者、ガス事業者、運送事業者その他の指定公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な措置を講じなければならないこととした。

(2)　物資の売渡しの要請等

特定都道府県知事等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し、売渡しを要請等することができることとした。

(3)　生活関連物資等の価格の安定等

指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、法令の規定に基づいて適切な措置を講じなければならないこととした。

6　財政上の措置等（第五章関係）

(一)　損失補償等

国及び都道府県は、この法律の規定に基づく処分等が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償等しなければならないこととした。

(二)　損害賠償

都道府県は、4の(五)による要請等に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡等したときは、その損害を補償しなければならないこととした。

(三)　国等の負担

国は、地方公共団体が支弁するこの法律の規定に基づく措置に要する費用に対して、標準税収入に応じた所要の負担をするとともに、必要な財政上の措置を講ずることとした。

7　罰則（第七章関係）

罰則に関する所要の規定の整備を行うこととした。

8　附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一四〇号）（内閣府本府）

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二四年法律第二〇号）附則第一項ただし書に規定する規定は、平成二四年五月一四日から施行することとした。

◇株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一四一号）（内閣府本府）

1　株式会社企業再生支援機構に再生支援の申込みをすることができる事業者から除外される大規模な事業者は、資本金の額又は出資の総額が五億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人を超える事業者とすることとした。

2　この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二四年法律第二〇号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二四年五月一四日）から施行することとした。

法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第三十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第六条―第十三条）
第三章　新型インフルエンザ等の発生時における措置（第十四条―第三十一条）
第四章　新型インフルエンザ等緊急事態措置
第一節　通則（第三十二条―第四十四条）
第二節　まん延の防止に関する措置（第四十五条・第四十六条）
第三節　医療等の提供体制の確保に関する措置（第四十七条―第四十九条）
第四節　国民生活及び国民経済の安定に関する措置（第五十条―第六十一条）
第五章　財政上の措置等（第六十二条―第七十条）
第六章　雑則（第七十一条―第七十五条）
第七章　罰則（第七十六条―第七十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　新型インフルエンザ等　感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

二　新型インフルエンザ等対策　第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。